

常勤役員（常務理事）の選任について  
【お知らせ】

当基金の常勤役員（常務理事）の選任については、次の経過及び理由により決定されましたので、お知らせします。

【選任までの経緯】

令和6年8月15日

第60回理事会（書面決議）において、寺内 博昭 氏を常勤役員候補者に推薦することを決定。

令和6年9月11日

第8回役員選考委員会において、寺内 博昭 候補者が常勤役員に適任である旨議決。

令和6年10月7日

第44回評議員会（書面決議）において、寺内 博昭 氏を理事として選任。

令和6年11月1日

第62回理事会（書面決議）において、寺内 博昭 理事を常務理事として選定。

【選任の理由】

以下の理由により当基金の常勤役員に適任であるとして常務理事に選任。

- (1) 当法人の事業に関わりの深い運輸・交通行政及び法人の被害者保護業務について、豊富な知識及び経験を有するとともに業務を遂行してきたこと。
- (2) 管理業務の経験も豊富であり、上記の知識・経験と相まって、法人運営のさらなる充実に向け指導力を発揮することが期待されること。

以上

（備考）本件お知らせは、当基金「役員選考委員会規則」に基づき公表するものです。